

125 神薬国保

神薬国保 第125号 令和5年1月発行
神奈川県薬剤師国民健康保険組合
横浜市磯子区西町14番11号
TEL045-761-3245
FAX045-752-6244
http://www.kyokokuho.or.jp

- 新年のご挨拶 理事長 山本 哲朗
- 令和4年度歳入歳出決算（見込）について
- 市民マラソン参加費の補助について
- 2月上旬に医療費通知をお送りします
- 役員選挙の告示
- 組合会議員の改選
- インフルエンザ予防接種補助金について
- ジェネリック医薬品差額通知について
- 健康診断のご案内

新年のご挨拶

神奈川県薬剤師国民健康保険組合
理事長 山本 哲朗



新年明けましておめでとうございます。組合員の皆様方には、新たな年を健やかにお迎えのことと存じます。また、日頃から国保組合の事業運営にご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

昨年は、新型コロナウイルスの新たな変異株が発生し感染が再拡大する中、組合員の皆様方におかれましては、薬局の業務をはじめ大変な日々を過ごされたのではないのでしょうか。

さて、昨年11月に理事会を開催し、令和4年度の事業実施状況や歳入歳出決算（見込）の報告と併せて令和5年度の事業計画（概要）や歳入歳出予算（見込）について審議いただきました。

平成27年度の保険料改定後、6年続けて黒字を計上して参りましたが、令和3年度は5,000万円を超える赤字を計上しました。しかし、令和4年度につきましては、後期高齢者支援金、前期高齢者納付金が令和3年度より9,548万円減額となりますので収支トントンとなる見込です。また、3億円近い決算剰余金が見込まれますので、令和5年度も保険料の改定は予定しておりません。

令和5年度の事業計画につきましては、令和4年度を踏襲し、次の4つの基本方針を掲げ、引き続き、円滑な事業運営に努めて参りたいと考えております。

1点目は「健全な財政運営と安定した事業運営に努める。」年々増大する支援金・納付金に

適切に対応し、組合員等加入者の負託に応えられるよう安定した事業運営に努めたいと考えております。

2点目は「組合員資格の適正な管理に努める。」加入時をはじめ組合員資格の確認を的確に実施し、組合員資格の適正化に努めたいと考えております。

3点目は「個人番号等個人情報の適正利用と安全管理に努める。」個人情報及び個人番号を含む特定個人情報の利用に伴う安全管理措置を実施し、個人番号等個人情報の適切な管理と事故防止に努めたいと考えております。

4点目は「適正で透明な会計業務と効率的な業務の執行に努める。」公認会計士による外部監査を実施し、会計事務の事故防止と適切な経費の執行に努めるとともにマイナンバーによる情報連携を活用し組合員等加入者の負担軽減と業務の効率化に努めたいと考えております。

また、令和5年度は、団塊の世代が後期高齢者となる令和6年度以降の後期高齢者支援金、介護納付金等の財政負担に適切に対応するため『中期経営計画（仮称）』を策定し、医療保険者として安定した事業運営に努めて参りたいと考えております。

組合員の皆様方のご理解ご協力をお願い申し上げますとともに、組合員はじめご家族のご多幸を祈念申し上げます。新年の挨拶とさせていただきます。

役員選挙の告示

神奈川県薬剤師国民健康保険組合規約及び選挙規程に基づき、役員選挙を次のとおり実施します。

1. 任 期 令和5年4月1日から令和7年3月31日まで
2. 選 挙 日 令和5年3月11日（土）（第127回組合会）
3. 被選挙資格 令和5年1月1日現在、組合に加入している組合員で、同年4月1日において78歳未満の組合員
4. 改選役員数 理事11名、監事2名
5. 提出書類 役員に立候補又は推薦する組合員は、次の書類を添えて届出ください。
 - (1) 立候補届出書（様式第1号）又は候補者推薦届出書（様式第2号）
 - (2) 履歴書（様式第3号）
6. 受付期間 令和5年2月1日（水）から令和5年2月28日（火）まで
ただし、窓口での受付は、土曜日、日曜日及び祝祭日を除きます。
郵送は、受付期間内に到着したものを有効とします。
7. 受付場所 神奈川県薬剤師国民健康保険組合事務所
住所 〒235-0007
横浜市磯子区西町14番11号 神奈川県総合薬事保健センター4階
8. その他 立候補等に必要の関係書類及び関係諸規程は、組合事務局にご請求ください。
その他、選挙に関するお問い合わせは、組合事務局にお願いします。

組合会議員の改選

組合会議員の任期は、組合規約の規定により令和5年3月31日までです。

令和5年2月1日付けで組合会議員の方へ「組合会議員選出依頼書」をお送りしますので、3月3日までに各選挙区（支部）において次期組合会議員の選出をお願いします。

なお、選出していただく組合会議員の年齢は、令和5年4月1日において75歳未満の方となります。

組合会は国保組合の意思決定の最高機関であり、規約の改正、事業計画及び歳入歳出予算の議決、事業報告及び決算報告の承認並びに財産などの重要事項に関することを議決する機関です。県内の34地区から選出された34名の組合会議員により構成されています。

● 令和4年度歳入歳出決算（見込）について

「歳入合計」は、前年度比マイナス9.8%の13億9,037万円、「歳出合計」は、前年度比マイナス10.4%の10億8,407万円。歳入歳出残高は3億630万円、565万円の黒字を見込んでいます。黒字の要因は、保険給付費や後期高齢者支援金等の義務的経費の減少です。「保険料」は、前年度比マイナス4.4%、8億7,000万円。「国庫支出金」は、前年度比マイナス13.2%、1億7,000万円。繰越金を除く歳入に占める保険料の割合は82.2%、国庫支出金の割合は16.1%の見込です。国庫補助金は補助率削減の影響を受け減少しています。平成26年度以前は20%台半ばで推移していましたが、平成27年度以降20%を割り込み、令和2年度以降は17%前後に減少しています。「保険給付費」は、前年度比マイナス7.6%の5億2,000万円を見込んでいます。後期高齢者支援金等の義務的経費は通知に基づく決算額です。「後期高齢者支援金」は、前年度比マイナス13.8%の1億9,216万円、「前期高齢者納付金」は、前年度比マイナス50.7%の6,285万円。「介護納付金」は、前年度比プラス0.3%の1億3,960万円です。積立金を除く歳出に占める保険給付費の割合は49.4%、義務的経費の割合は37.5%の見込です。義務的経費の割合は、高齢化の進展に伴い年々増加しています。平成28年度以前は30%台で推移していましたが、平成29年度以降は40%前後で推移しています。

● インフルエンザ予防接種補助金について

インフルエンザの予防接種を受けた組合員本人(75歳以上を除く) 1人につき1,500円(上限)を支給しますので、事業所で取りまとめて3月末日までに申請してください。

● 市民マラソン参加費の補助について

- 補助対象 ・フルマラソン、ハーフマラソン、5kmマラソン等の市民マラソン
・令和4年1月～12月に実施されたもの
- 補助金額 ・5,000円(上限)
- 申請書類 ・申請用紙：ホームページからダウンロードしていただくか
組合までご連絡ください。
・添付書類：「参加費の領収書、振込控え、完走証」等の写し
- 申請期間 ・令和5年1月1日～3月31日(必着)



● ジェネリック医薬品差額通知について

11月中旬にジェネリック医薬品差額通知をお送りしました。この通知は、先発医薬品を使用されている方で、ジェネリック医薬品と200円以上差がある場合にお送りしています。

当組合のジェネリック医薬品の使用割合は、全国平均より10ポイントも低い状態です。

使用率の向上により財政の健全化と自己負担の軽減にもつながりますので、ジェネリック医薬品の使用の促進にご理解をお願いします。

● 2月上旬に『医療費通知』（1月～11月診療分）をお送りします。

医療費控除の確定申告の際、『医療費通知』を添付すると「医療費控除の明細書」の記載を簡略化することができます。この場合、領収書の保管も不要となります。

ただし、『医療費通知』に記載されていない医療費は、医療機関の領収書に基づき作成した「医療費控除の明細書」を確定申告書に添付していただく必要があります。

詳細は税務署にお問合せいただくか、国税庁のホームページをご覧ください。

- ♣『医療費通知』は、1月～11月診療分を2月上旬に、12月診療分を3月上旬にお送りします。



健康診断のご案内

～ストップ!! 重症化～

40歳～74歳の特定健診該当者の方には、6月に「健康診断受診券」を送付しました。

受診券をお持ちの方は、契約健診機関に直接予約をしてください。今年度の補助対象は、令和5年3月31日受診分までです。3月は予約が混み合いますので、早めの受診にご協力お願いいたします。

契約健診機関は、受診券と一緒に送っている冊子または、組合ホームページをご覧ください。

健康診断補助制度について

健診の種類	対象年齢	補助金額
① 特定健診・一般健康診断・人間ドック・PET 健診 (年度内いずれか一つ) (特定健診の項目を含むもの)	40歳～74歳	30,000円
② 一般健康診断・人間ドック・PET 健診 (年度内いずれか一つ)	30歳～39歳	20,000円
③ 脳ドック (年度内に1回) (MRI・MRAの両方含むもの)	40歳～74歳	30,000円
	30歳～39歳	20,000円
④ 婦人科系検査 (年度内に1回)	20歳～74歳	5,000円

※補助金額を超えた部分は、自己負担になります。

※上記以外のオプションは補助の対象外です。

※保険診療による検査は補助の対象外です。

※対象年齢は、年度内 (R4.4～R5.3) にその年齢に達する方です。

組合ホームページでの契約健診機関の確認方法

【契約健診機関を調べるには…】

【契約健診機関一覧の掲載場所】

ここをクリック

